

農業者及び農地を所有されている皆様へ重要なお知らせ

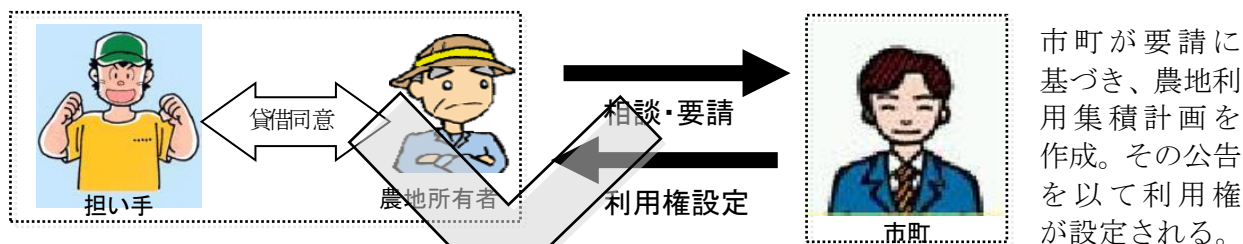
令和6年度末を以て農地貸借手続きは「農地バンク事業」に一本化されます

※農地法3条による貸借を除く

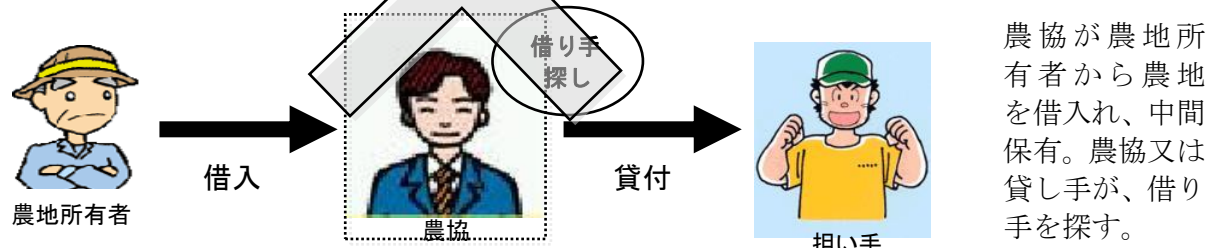
森町

令和5年4月、農地貸借に関する法律改正が施行され、令和6年度末を以て下記の2つの農地貸借の新規契約・更新が出来なくなりますので、事前にお知らせします。

(1) 利用権設定等促進事業（通称：利用権）



(2) 農地利用集積円滑化事業（通称：円滑化）



令和7年度からは、静岡県農業振興公社（農地中間管理機構：以後「公社」という。）が、市町・農協等の協力の下、農地貸借を仲介する『農地バンク事業』に手続きが一本化されます。

但し、令和7年度以降も利用権・円滑化の貸借期間が残っている場合、契約満了まで、この契約は有効です。また、農地法3条による貸借制度はそのまま残ります。

■農地バンク事業（農地中間管理事業）

平成26年度に始まった法律に基づく農地貸借の仕組みで、公社が農地所有者と担い手の間に入って農地貸借を進めます。



農地バンク事業の概要

- 1 原則、貸借は10年でお願いしています。契約満了時、農地は確実に農地所有者に戻ってきます。
- 2 賃貸借の場合、毎年12月に公社が担い手から賃借料を徴収し、農地所有者に振り込みます。
- 3 農地所有者・担い手には、賃借料の1%＋消費税（最低110円）の手数料をお願いしています。
- 4 契約書類作成は関係機関で行います。内容を確認の上、押印等の協力をお願いします。
- 5 農地所有者は、経営移譲年金の受給継続、相続税納税猶予の適用を受けることができます。

問い合わせ先：森町産業課 0538-85-6315